

①

議 案 書

教育委員会

令和5年11月定例会

議 事 日 程

日 程 1	教育委員会議事録の承認について ……	P 3
日 程 2	第23号報告 …… 長崎市立学校通学区域審議会の審議結果 について	P 4 ~ 7
日 程 3	第57号議案 …… 長崎市立小学校の通学区域の変更につ いて	P 8 ~ 9
日 程 4	第58号議案 …… 議会の議決を経るべき議案についての 意見の申出について	P 10 ~ 14
日 程 5	第59号議案 …… 長崎市学校運営協議会委員の委嘱につ いて	P 15 ~ 18
日 程 6	第24号報告 …… 長崎市教育支援委員会の審議結果につ いて	P 19 ~ 21
日 程 7	第60号議案 …… 人権擁護委員の推薦候補者の選出につ いて	(別 冊)
日 程 8	第61号議案 …… 職員の人事について	(別 冊)

教育委員会議事録の承認について

- ・ 令和5年6月5日定例会議事録案 . . . 別 添
- ・ 令和5年7月21日定例会議事録案 . . . 別 添

第 2 3 号 報 告

長崎市立学校通学区域審議会の審議結果について

令和 5 年 2 月 2 日に開催した長崎市立学校通学区域審議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 5 年 1 1 月 1 0 日 提 出

長崎市立学校通学区域審議会

会 長 藤 本 登

理 由

長崎市立学校通学区域審議会の審議結果について、長崎市立学校通学区域審議会規則第 1 0 条の規定に基づき教育委員会へ報告する。

「別紙」

長崎市立学校通学区域審議会の審議結果

- 1 日 時 令和5年2月2日(木) 14:00～15:30
- 2 場 所 長崎市役所7階 大会議室
- 3 出席者 委 員 14人中10人出席
事務局 15人出席

4 審議概要

- (1) 長崎市立南小学校の廃止に伴う茂木小学校の通学区域の変更について

5 主な意見

- (1) 本会議は、従来、教育長の諮問を受けて審議の上、答申するという形で実施してきた。一方、南中学校の件からは決定したことを報告する形となっており、審議となっていない。市の条例では調査・審議することとなっている。果たして報告だけでよいのか。
- (2) スクール専用交通の導入、運用方法におけるスクールタクシーの乗り合わせについては、個々の事情等で、集合場所に間に合わないケースも考えられる。対応できるよう配慮してほしい。
- (3) 統合後の南小学校の施設の利用については、跡地を地域住民の会合等に利用していく方向で検討してほしい。高齢化社会なので、近くに施設が必要である。地域コミュニティの充実のために、簡単に取り壊すのではなく、人が集まり話し合い、作業する場所の確保が

いる。

(4) 教職員不足が大きな課題である。教職員の望ましい働き方、子供にとって恵まれた教育環境を整えるためにも、適正配置を進めていただきたい。

「参 照」

○ 長崎市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第2条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関」という）の附属機関は、別表のとおりとする。

別表

〔 一 部 省 略 〕		
教育委員会	長崎市立学校通 学区域審議会	市立の小学校及び中学校の通学 区域の設定及び変更に関する重 要事項の調査審議に関すること。

○ 長崎市立学校通学区域審議会規則（抜粋）

（結果報告）

第10条 会長は、審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

第 5 7 号議案

長崎市立小学校の通学区域の変更について

長崎市立茂木小学校について、次のとおり通学区域を変更する。

1 茂木小学校の通学区域の変更について

(1) 学校名 茂木小学校

(2) 通学区域

変更前 北浦町、茂木町、宮摺町

変更後 北浦町、茂木町、宮摺町、大崎町、千々町

2 変更日

令和 6 年 4 月 1 日

令和 5 年 1 1 月 1 0 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

理 由

長崎市立茂木小学校の通学区域の変更について、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 9 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

〔中 略〕

(9) 通学区域を設定し、又は変更すること。

〔以下、略〕

第58号議案

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、原案のとおり了承する。

- 1 長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 別紙1のとおり
- 2 令和5年度長崎市一般会計補正予算 別紙2のとおり

令和5年11月10日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋田慶信

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の決定を経る必要があるため、この議案を提出する。

「別紙 1」

長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例

長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成
3年長崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「除く」の次に「。第8条第1項において同じ」を加え
る。

第8条第1項を次のように改める。

第2条第1項第1号及び第4号に掲げる学校職員の勤務時間、休日、
休暇等については、長崎県立の高等学校の職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の長崎市立学校職員の給与、勤務時間、
休日、休暇等に関する条例第8条第1項の規定により取得している休暇
は、改正後の長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関す
る条例第8条第1項の規定により取得している休暇とみなす。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長
が定める。

令和5年 月 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

長崎県内の公立高等学校間における円滑な人事交流及び高等学校の職員間の均衡を図るため、長崎市立長崎商業高等学校に勤務する学校職員に係る休日、休暇等を見直したいので、この条例案を提出する。

「別紙2」

【継続費】

(単位：千円)

事業名	事業年度	補正前の額	補正額	補正後の額
【補助】文化財保存整備事業費 国指定重要文化財旧長崎英国領事館	平成27年度	150,000	-	150,000
	平成28年度	500,000	-	500,000
	平成29年度	400,000	-	400,000
	平成30年度	450,000	-	450,000
	令和元年度	400,000	-	400,000
	令和2年度	400,000	-	400,000
	令和3年度	364,126	-	364,126
	令和4年度	300,000	-	300,000
	令和5年度	335,874	-	335,874
	令和6年度	300,000	61,915	361,915
	令和7年度	311,000	39,585	350,585
	総事業費	3,911,000	101,500	4,012,500

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

〔中 略〕

(12) 法第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

〔以下、略〕